

## 6月定例会のトピックス

## 中心市街地借り上げ公営住宅 建設事業を可決

この事業の目的は中心市街地の活性化のために、居住生活推進施策として民間事業者が建設する住宅を借り上げ、公営住宅として転貸し、良好な地域社会の形成に資することを目的として事業を実施するものです。

この事業は、事業者への人口の減少、公営住宅の共用部分の建設費の一部の同居待機者の解消、不部補助と完成後、事業者から住宅を二十年間借り上げ、毎年度その賃貸料を支払うものです。議会への当初提案は、予定戸数二十五戸、平成十九年度支出予定額四十八十万円、二十年間の支出予定額五億千三百八十四万円となっていました。所管の経済建設委員会審査では、中心市街地の空き店舗対策、まちなか

万円、二十年間の支出予定額を八億二千四百六十四万円に増額したいとする提案がありました。それに対し、日本共産党議員団から大綱質疑が行われ、議案の提出手法に配慮ができなかったのか、また、今後前例としないよう、市長に対して追加補正に至る経過と説明を求めました。

市長は、「当初の想定を超える需要や、まちなか居住を積極的に促進する必要性、公営住宅の入居希望者が多い、近年の公

共事業の削減で市内建設業者が厳しい経営環境にあるなど、総合的に判断して増額を決めた。日程的に議案の差し替えがでなかつたので、今回の提案方法となったが、今後このようなことがないようになりたい。」と答弁。直ちに経済建設委員会が開かれ、委員からは計

画が三年から二年に短縮したことによる影響は出ないのか、市財政が困難な中で前倒しで事業を進めることになるが財政的に問題が生じないかなど、質疑があり、審査の結果、可決すべきものと決定し、本会議でも原案可決されました。

## 決算審査方法の見直し決定

このたび、議会活性化の一環として「決算審査方法の見直し」について、議会運営委員会（木下良美委員長）において、議員間で十分議論を重ねてきました。その結果、これまでの審査方法を見直すことと決定し、新審査方法は本年九月議会から実施することになりました。決算審査制度は、当初

決算審査について市長

は、前年度の予算執行の実績である決算を監査委員の審査意見を付けて、議会の認定に付すことになっていきます。議会の意思は可決、否決のいずれかで、採決で多数の場合「認定」、少数の場合は「不認定」となります。決算審査制度は、当初予算が予算どおりに必ずしも執行運営されないと



中心市街地の写真（APT4）

# 6月定例会のトピックス



議会運営委員会での審議風景

の実績・結果について改めて議会の監視の機会を与えられるものです。決算審査に当たっては、議会として法令、条例などの適合関係、計数的正誤にとどまらず、過去の財政運営を通じての問題点を発見し、将来の財政運営に反映させるという視点も重要です。新しい審査方法の中から、実りある議論を行い、さらに網走市政の発展のために議会としての役割・機能の充実に努めてまいります。

○新しい決算審査の  
主な内容

①決算審査で出された意見を、新年度の予算編成に反映するため、議会提案される時期を十一月から九月に変更し、早い時期に結審することになりました。

②これまで、一般会計、特別会計を七名の委員で構成される各会計決算審査特別委員会を審査し、また水道事業会計を別な水道会計決算審査特別委員会で審査してまいりました。これを網走市のすべての会計を十一名の委員で構成される決算特別委員会を設置し、所管部ごとに、より詳細に審査することになりました。

③理事者部局の説明員は、これまで主に財政課でしたが、担当部課長に出席を求め、より充実した審査をすることにしました。

## 6月定例会にて可決した意見書（抜粋）

6月議会では、5本の意見書を可決し、国会や内閣総理大臣、財務大臣などに提出しました。

30人以下学級実現等教育予算の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率復元を求める意見書（抜粋）

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任であります。

現在、「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっておりますが、国会及び政府においては、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担金制度の堅持と負担率復元を図るために下記事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
2. 30人以下学級を早期に実現すること。
3. 教科書の無償制度を堅持するとともに、教育予算を拡充すること。

上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（抜粋）

悪質な貸し付け、取立てを行う業者が生活困窮者などの借り手に寄生し、深刻な被害を生み、社会問題となっております。

住民が安心して経済活動を送ることができる適正な金利規制等、下記事項について適切な施策を講ぜられるよう強く要望します。

記

1. 出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
2. 貸金業規正法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
3. 出資法における、日賦課貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
4. 消費者金融等資金業者を視野に、貸金規正法違反の過剰貸付や違法取立てを厳しく規制すること。